

附属書[5] 海上漂流者回収に関する計画書及び手順書の作成のための指針

1. 一般

- (1) 船上に積載される救命設備及びその他の設備は、通常の使用方法以外であっても、海上漂流者の回収に用いることができる。
- (2) 本指針は以下の文書と合わせて参照される。
 - (i) MSC.1/Circ.1182「回収技術に関する手引書」
 - (ii) MSC.1/Circ.1185/Rev.1「冷水での生存に関する手引書」
- (3) 回収技術に関する手引書（MSC.1/Circ.1182）は、海上漂流者の回収方法を設備別に多数例示しており、計画書及び手順書の作成に使用することができる。
- (4) 回収作業の開始または継続は、SOLAS 第 III 章第 17-1 規則の規定に従い、回収船の船長の判断によるべきである。
- (5) 本計画書及び手順書は、ISM コード A 部第 8 項で要求される、緊急事態への準備の一部として考えられるべきである。

2. 計画書及び手順書の作成の際に考慮される事項

- (1) 船上で使用が想定される設備を含み、予想される状態及び船舶の特性を考慮し、リスク評価が行われ記載されなければならない。
- (2) 回収計画及び手順は、船側あるいは回収装置を含むその他の構造物への衝突による負傷の危険性を最小にする一方で、漂流者の海上から船上への移動を容易なものとしなければならない。
- (3) 回収手順は、実行可能な範囲で、漂流者を水平あるいは水平に近い（“デッキチェア”）状態で行わなければならない。垂直な状態での回収は、体温の低下した漂流者の心停止の危険性が考えられるため、可能な限り避けること。
- (4) 専用の回収設備がある場合は、一人当たりの重量を 82.5kg として、収容可能な最大人数を明示しなければならない。
- (5) 回収作業は、船舶のプロペラから離れた位置で、かつ可能な限り船舶の平行な船体中央部分において実施すること。
- (6) 救助する場所で必要とされる照明及び動力源は、回収作業が実施される区域において利用できること。
- (7) 漂流者を回収するための手順は、船舶及び乗組員に過度の危険を生じさせることなく実施可能な回収作業にあたり、予想される事態について、少なくとも以下を考慮し、明記する。
 - (i) 船舶の操縦性

- (ii) 船舶の乾舷
- (iii) 船舶において負傷者を回収できる位置
- (iv) 回収作業において使用を想定される設備の仕様及び制限
- (v) 動員できる乗組員及び使用可能な個人用防護具 (PPE)
- (vi) 風力、風向及び水しぶき
- (vii) 有義波高 (Hs)
- (viii) 波の周期
- (ix) うねり
- (x) 航行の安全

3. 能力及び習熟

操練を実施する場合は、乗組員が漂流者回収のため計画及び手順並びに設備について確実に習熟できるものにしなければならない。当該操練は、定期的な救助訓練と合わせて実施できる。